

令和7年度における 過労死等の労災補償状況(東京労働局分)

東京労働局 労働基準部 労災補償課

東京労働局(局長 増田嗣郎)は、令和7年度中に行われた管下18労働基準監督署(支署)における過労死等(脳・心臓疾患及び精神障害事案)に係る労災請求・支給決定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

- ①脳・心臓疾患の請求件数は増加、支給決定件数は減少。
 - ・請求件数は234件であり、前年度に比べ76件(48.1%)増
 - ・支給決定件数は38件であり、前年度に比べ6件(13.6%)減
- ②精神障害事案の請求件数は増加、支給決定件数も増加。
 - ・請求件数は1,121件であり、前年度に比べ358件(46.9%)増
 - ・支給決定件数は150件であり、前年度に比べ6件(4.2%)増

(業種別・職種別・年齢別の支給決定件数等は、表1～5のとおり。)

東京労働局においては、過労死等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

東京労働局における過労死等の防止に向けた取組

- 1 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援
生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成を行う。
- 2 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するための取組
ア 時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考え



第45回 桃樹のちょこっと用語
「産業保健フォーラム
IN TOKYO 2026」
とは?
答えは、この9月号のどこかに。

- ◆ 令和7年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分) 1
- ◆ 令和7年定期健康診断実施結果について 4
- ◆ 令和8年度全国労働衛生週間の実施について 6
- ◆ 産業保健フォーラム IN TOKYO 2026 を開催します 7
- ◆ 東京都革靴製造業最低賃金が改正になりました 8
- ◆ 令和8年10月1日よりカスタマーハラスメント、就活セクハラ対策が義務化されます!! 10

発行所/公益社団法人 東京労働基準協会連合会 発行人/上島卓司

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 TEL/03-6380-8305(代) FAX/03-6380-8405 <https://www.toukiren.or.jp>

られる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施する。

イ 長時間労働を行わせた場合、医師による面接指導の実施等について指導、周知啓発等を行い、脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりの促進を図る。

3 メンタルヘルス対策の取組

ア 厚生労働省の長時間労働削減推進本部による平成28年12月26日の「過労死等ゼロ」緊急対策等を踏まえ、精神障害の労災認定があった事業場に対して個別指導を実施する。

また、傘下事業場において、概ね3年程度内の期間に、精神障害に関する労災認定が複数行われた場合、企業本社に対して、全社的な過労死等防止の取組について指導を行う。

メンタルヘルス対策に係る企業や事業場への個別指導等の際、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用し、対策の必要性、予防・解決のために必要な取組等について指導を行う。

イ 「メンタルヘルス指針」及び「ストレスチェック指針」の周知徹底を図るとともに、これらに基づく指導を実施する。

ウ 「東京産業保健総合支援センター」のメンタルヘルス対策促進員による訪問指導の活用促進を図る。

エ メンタルヘルスに関するポータルサイト「こころの耳」の利用促進を図る。

表1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区分		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
脳・心臓疾患	請求件数		158(25)	158(29)	234(41)
	決定件数		75(14)	136(16)	159(27)
	うち支給決定件数		14(1)	44(2)	38(4)
	認定率(%)		18.7(7.1)	32.4(12.5)	23.9(14.8)

注1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

表2 精神障害等の労災補償状況

区分		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
精神障害	請求件数		758(408)	763(426)	1121(577)
	決定件数		433(242)	782(427)	875(458)
	うち支給決定件数		117(65)	144(71)	150(68)
	認定率(%)		27.0(26.9)	18.4(16.6)	17.1(14.8)
うち自殺	請求件数		32(7)	28(4)	40(11)
	決定件数		15(1)	41(8)	38(5)
	うち支給決定件数		9(1)	13(2)	13(1)
	認定率(%)		60.0(100.0)	31.7(25.0)	34.2(20.0)

注1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 認定率は支給決定件数を決定件数で除した数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

5 自殺は未遂を含む件数である。

表 3 令和 7 年度 業種別請求、決定及び支給決定件数(東京労働局分)

業種	疾患	脳・心臓疾患			精神障害(A：自殺(未遂も含む))					
		請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定 件数	
						うち A		うち A		うち A
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業		0(0)	0(0)	0(0)	4(1)	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)	0(0)
建設業		35(1)	21(1)	2(0)	39(13)	2(0)	42(14)	5(0)	15(4)	4(0)
製造業		8(0)	4(0)	0(0)	95(38)	5(1)	63(28)	3(0)	14(7)	2(0)
情報通信業		23(3)	18(1)	5(0)	157(71)	9(1)	122(62)	7(2)	20(11)	1(1)
運輸業、郵便業		24(1)	14(0)	6(0)	69(20)	1(0)	58(18)	2(0)	10(2)	0(0)
卸売業・小売業		29(5)	23(4)	8(0)	135(75)	2(0)	113(58)	3(0)	10(4)	1(0)
金融業・保険業		8(4)	6(3)	0(0)	36(22)	0(0)	28(19)	4(0)	2(1)	1(0)
宿泊業、飲食サービス業		15(2)	14(4)	4(1)	63(33)	1(0)	54(28)	3(0)	20(11)	2(0)
教育、学習支援業		6(2)	8(3)	2(1)	38(23)	1(0)	38(22)	1(0)	2(1)	0(0)
医療、福祉		17(12)	9(5)	2(1)	192(141)	5(3)	148(114)	4(1)	22(16)	1(0)
その他の事業(上記以外の事業)		69(11)	42(6)	9(1)	293(140)	14(6)	206(93)	6(2)	35(11)	1(0)
合計		234(41)	159(27)	38(4)	1121(577)	40(11)	875(458)	38(5)	150(68)	13(1)

注 1 業種については、「日本標準産業分類(大分類)」による。

2 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

表 4 令和 7 年度 職種別請求、決定及び支給決定件数(東京労働局分)

職種	疾患	脳・心臓疾患			精神障害(A：自殺(未遂も含む))					
		請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定 件数	
						うち A		うち A		うち A
管理的職業従事者		20(2)	24(3)	8(2)	34(9)	1(0)	59(17)	7(0)	9(3)	3(0)
専門的・技術的職業従事者		37(8)	32(5)	7(1)	323(161)	18(6)	270(141)	15(3)	48(23)	4(1)
事務従事者		40(17)	18(8)	1(0)	381(235)	10(2)	260(174)	4(2)	32(20)	0(0)
販売従事者		23(2)	14(3)	3(0)	123(62)	2(1)	88(47)	1(0)	9(7)	0(0)
サービス職業従事者		24(7)	21(5)	5(1)	141(89)	4(2)	96(60)	4(0)	24(11)	3(0)
生産工程従事者		4(0)	4(0)	1(0)	26(8)	1(0)	20(6)	1(0)	6(2)	1(0)
輸送・機械運転従事者		26(0)	14(0)	5(0)	42(4)	0(0)	38(7)	1(0)	8(1)	0(0)
建設・採掘従事者		21(1)	13(1)	2(0)	14(1)	3(0)	16(1)	4(0)	6(0)	2(0)
運搬・清掃・包装等従事者		22(4)	9(2)	1(0)	27(6)	0(0)	20(4)	0(0)	6(1)	0(0)
その他の職種(上記以外の職種)		17(0)	10(0)	5(0)	10(2)	1(0)	8(1)	1(0)	2(0)	0(0)
合計		234(41)	159(27)	38(4)	1121(577)	40(11)	875(458)	38(5)	150(68)	13(1)

注 1 職種については、「日本標準職業分類」による。

2 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

3 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

4 ()内は女性の数で内数である。

表 5 令和 7 年度 年齢別請求、決定及び支給決定件数(東京労働局分)

年齢	疾患	脳・心臓疾患			精神障害(A：自殺(未遂も含む))					
		請求 件数	決定 件数	うち支給 決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定 件数	
						うち A		うち A		うち A
29 歳以下		6(2)	5(1)	4(1)	231(158)	12(3)	171(117)	11(3)	29(16)	2(0)
30 歳から 39 歳		17(2)	9(0)	4(0)	275(152)	12(3)	239(133)	9(1)	37(15)	1(1)
40 歳から 49 歳		47(7)	24(2)	5(0)	311(143)	12(5)	230(113)	5(1)	45(27)	1(0)
50 歳から 59 歳		75(10)	61(14)	17(2)	238(98)	3(0)	181(73)	9(0)	29(9)	5(0)
60 歳以上		89(20)	60(10)	8(1)	66(26)	1(0)	54(22)	4(0)	10(1)	4(0)
合計		234(41)	159(27)	38(4)	1121(577)	40(11)	875(458)	38(5)	150(68)	13(1)

注 1 決定件数は当該年度内に業務上又は業務外の決定を行った件数で、当該年度以前に請求のあったものを含む。

2 支給決定件数は、決定件数のうち「業務上」と認定した件数である。

3 ()内は女性の数で内数である。

令和7年 定期健康診断実施結果について

東京労働局 労働基準部 健康課

令和7年定期健康診断実施結果がまとまりました。これは、事業場から所轄労働基準監督署へ提出された「定期健康診断結果報告書」を取りまとめたものです。

1 定期健康診断業種別有所見率(全国・東京)

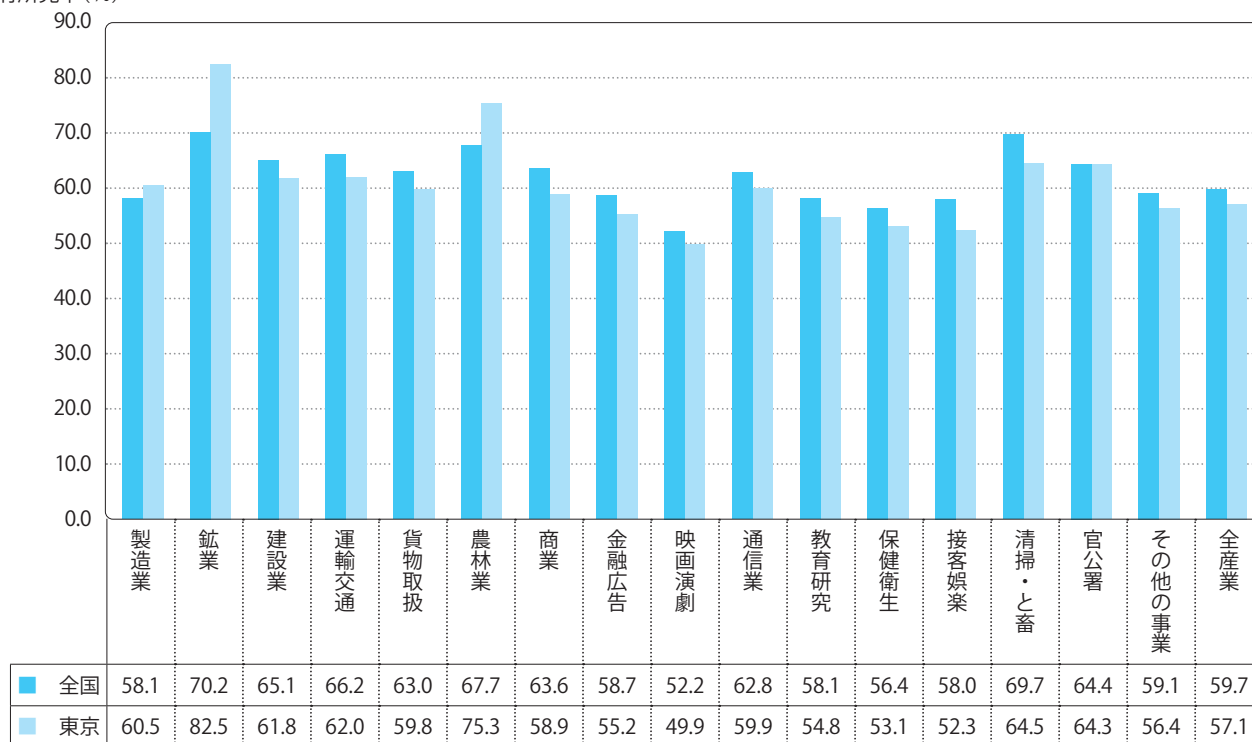
(1) 全国の定期健康診断の有所見率は、全体で59.7%となっています。

業種別にみると、「鉱業」が70.2%で最も高く、続いて、「清掃・と畜業」が69.7%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「映画演劇業」が52.2%で最も低く、続いて、「保健衛生業」が56.4%となっています。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は、全体で57.1%となっています。

業種別にみると、「鉱業」が82.5%で最も高く、続いて、「農林業」が75.3%となっています。一方、有所見率の低い業種では、「映画演劇業」が49.9%で最も低く、続いて、「接客娯楽」が52.3%となっています。

有所見率(%)



2 健康診断項目別有所見率の経年変化(全国・東京)

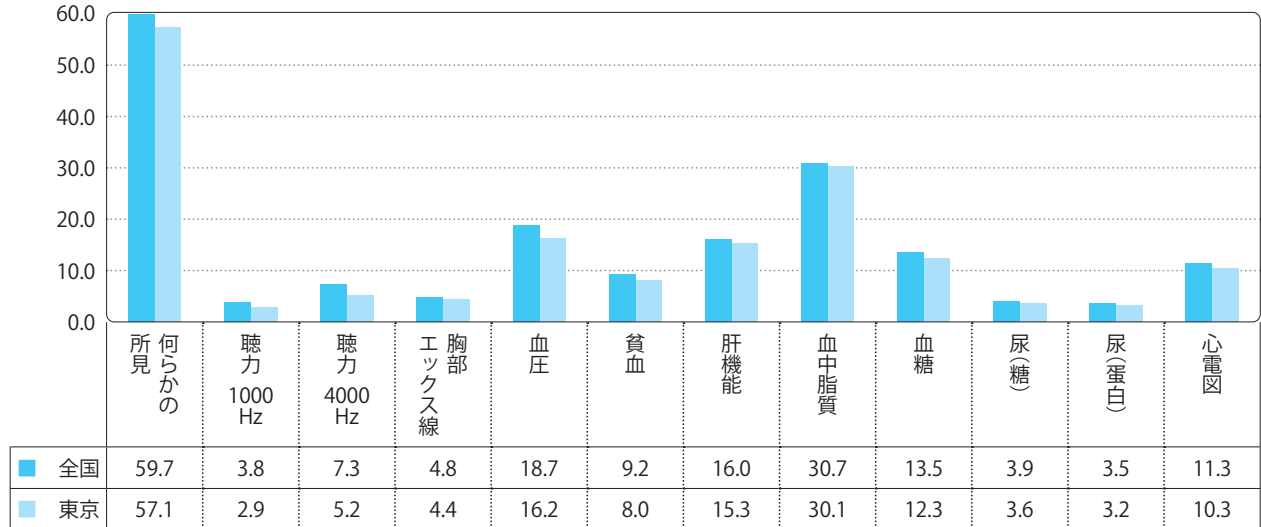
(1) 全国の定期健康診断の有所見率は増加しており、令和7年は前年より0.3ポイント増加して59.7%となっています。「血中脂質」、「血压」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては30.7%、「血压」においては18.7%、「肝機能」においては16.0%となっております。

(2) 東京の定期健康診断の有所見率は増加しており、令和7年は前年より0.4ポイント増加して57.1%となっています。また、全国と比較して2.6ポイント低くなっています。全国と同様に「血中脂質」、「血压」、「肝機能」等の健診項目の有所見率が高く、それぞれの有所見率は「血中脂質」においては30.1%、「血压」

においては16.2%、「肝機能」においては15.3%となっております。

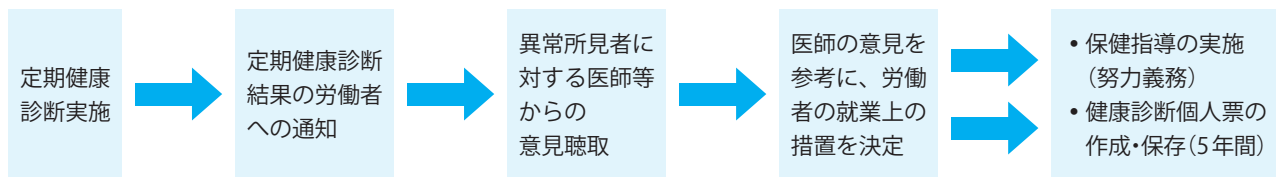
健康診断実施後の事後措置の実施はもとより、保健指導等の実施についても勧奨します。

有所見率(%)



3 定期健康診断実施における留意事項

- (1) 定期健康診断項目の省略は、医師が必要でないと認めるときのみ可能です。
- (2) 定期健康診断実施後は以下により、事後措置を行ってください。



4 定期健康診断結果報告書提出等についてのお願い

- (1) 定期健康診断実施後、労働者数が50人以上の事業場は、産業医による意見聴取後遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。なお、報告書については、2025年1月1日より電子申請が義務化されています。また、経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告も可能です。
- (2) 報告書の提出先は、労働者数が50人以上の事業場が複数ある場合でも、企業全体の労働者分を一括しないで、それぞれの事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長あてに提出してください。

令和 8 年度 全国労働衛生週間の実施について

東京労働局 労働基準部 健康課

令和 8 年度全国労働衛生週間を 10 月 1 日から 10 月 7 日までを本週間、9 月 1 日から 9 月 30 日までを準備期間として実施します。全国労働衛生週間の趣旨は以下のとおりですが、各事業場におかれましては、実施要綱(厚生労働省ホームページ内に掲載 二次元コード参照)に本週間と準備期間中に実施する事項を示していますので、積極的な取組をお願いします。

なお、労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置等の実施の徹底を図ることを目的とした「職場の健康診断実施強化月間」(9 月 1 日～9 月 30 日)や、職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の期間として「自殺予防週間」(9 月 10 日～9 月 16 日)についても、あわせて取組いただきますようお願いいたします。

趣旨 全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 77 回を迎えます。この間、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にあります。また、政府において、「攻めの予防医療」の推進のため、職域においても、労働者の健康の保持増進措置(安衛法第 69 条)の枠組を活用し、疾病の早期発見・早期治療の取組を進めるための検討も行われているところです。

さらに、令和 6 年度から全面施行されている化学物質の自律的管理の定着・推進に向けた取組を引き続き進めていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働けることができるよう、今年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとします。



全国労働衛生週間実施要綱全文のアドレスおよび二次元コード

<https://www.mhlw.go.jp/content/10803000/001729983.pdf>

産業保健フォーラム IN TOKYO 2026 を開催します

いま見つめ直す職場のメンタルヘルス
～ストレスチェックから始まる心の健康づくり～

東京労働局 労働基準部 健康課

今年度も、東京労働局、公益社団法人東京労働基準協会連合会、及び独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センターの共催により、「産業保健フォーラム」を開催いたします。参加費は無料となっておりますので、ぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

日時 令和8年9月29日(火)10時20分～16時

場所 品川区東大井5-18-1 きゅりあん(品川区立総合区民会館)

内容 10:20～10:30 主催者あいさつ

10:30～11:45

講演① 職場のメンタルヘルス対策—ストレスチェック制度の有効活用

北里大学医学部公衆衛生学 教授 堤 明純氏

13:00～13:20

説明 「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」について

東京労働局労働基準部健康課

13:20～14:20

講演② メンタルヘルス不調者が「戦力」に変わる—『配慮』から『活躍』へ—

合同会社活躍研究所 代表 三菱ケミカル株式会社 産業医 野崎卓朗氏

14:30～15:30

講演③ 2つの手札で、管理者をメンタルヘルス加害者から支援者に変える

～「職場コミュニケーション」というファンタジー(幻想)への具体策

産業医科大学 産業医実務研修センター副センター長 教育教授 柴田喜幸氏

※健康測定コーナー・相談コーナー・展示コーナーも同時開催します

参加対象 事業場の経営首脳、産業保健スタッフ、総務・労務・安全衛生担当者等

入場料 無料

申込先 公益社団法人 東京労働基準協会連合会のホームページ

<https://www.toukiren.or.jp/shf2026.html>



〈主催〉東京労働局/(公社)東京労働基準協会連合会/東京産業保健総合支援センター

東京都革靴製造業 最低工賃が改正になりました

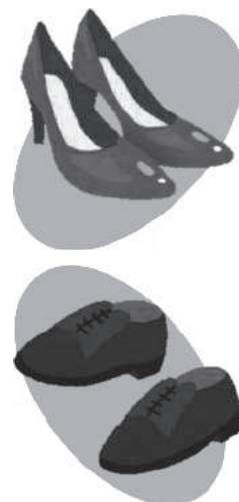
東京労働局 労働基準部 賃金課

東京都内の家内労働者に対して、革靴を加工等する作業をお願いするときの最低工賃が次ページのとおり改正されました。

家内労働とは、製造・加工業者などから革等物品の提供を受けて、自宅などにおいて、一人で又は、同居の親族とともに、これら物品の加工、組み立て、仕上げ等を行い靴等の製品又はその半製品を作成することをいいます。

その加工等を行いその委託料(工賃)を支払われる人を家内労働者、家内労働者に直接物品を提供して製造や加工を委託する人を委託者といいます。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などの事項について定めた法律が家内労働法です。



家内労働法により委託者には以下のようなことが求められています。

- 委託者は、家内労働者に、工賃の支払方法その他の委託条件等を記載した家内労働手帳を交付しなければなりません。
- 委託者は、委託を打ち切ろうとするときは、ただちに予告するように努めなければなりません。
- 委託者は、工賃締切日までに受け取った物品の全部の工賃を、その締切日から1か月以内に支払わなければなりません。
- 委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。
- 委託者は、有機溶剤を含んだ接着剤などの有害物を譲渡、提供する場合には、それらが漏れたり発散したりするおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに有害物の名称や取扱い上の注意事項を書かなければなりません。
- 委託者は、委託状況届(毎年4月1日現在の委託業務の内容、家内労働者数などを記入)を4月30日までに労働基準監督署に提出しなければなりません。

最低工賃改正のお知らせ

業務・品目・規格・工程及び工程の区分に応じ、1足につき工賃は下の表の金額以上でなければなりません。

業務	品目		規格		工程(下記の工程を全て行う場合)	金額
			革の種類	型及びデザイン		
製 甲	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き、外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	928 円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き、無飾り及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、えぐり折り込み部への補強テープの挿入、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	783 円
		ショートブーツ		裏付き、ファスナー付き、はぎ付き(2 か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、上縁の折り込み部への補強テープの挿入、ファスナー付け、かかと部の縫いまとめ、裏張り及び縁ミシン掛け	1,465 円
		サンダル	牛革の地生	裏付き、無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の縁すき、縁折り込み又はテープ取り、裏付け、縁ミシン掛け、さらい、バンド穴あけ及び美錠付け	704 円
底 付 け (セメントデッド方式によるものに限る。)	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	裏付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け	788 円
	婦 人 靴	パンプス		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並びに月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	874 円
				裏付き、ヒール付き及びストム付き	中底仮止め、先芯及び月型芯入れ、つり込み、起毛、シャンク又は中芯入れ、本底張付け及びヒール付け	1,010 円
		ショートブーツ		裏付き及びヒール付き	中底仮止め、先芯並び月型しん入れ、つり込み、起毛並びにシャンク又は中しん入れ、本底張付け並びにヒール付け	1,266 円
	サンダル	牛革の地生	裏付き及びヒール付き	中底仮止め、つり込み、起毛、本底張付け及びヒール付け	704 円	
裁 断	紳 士 靴		牛革の銀付き又はガラス張り	外羽根、無飾り及びひも付き	甲革の爪先革、舌革、腰革(外側)及び腰革(内側)の裁断	160 円
	婦 人 靴	パンプス		無飾り及びヒール付き	甲革の本体、内腰及びヒール巻きの裁断	137 円
		ショートブーツ		ファスナー付き、はぎ付き(2 か所に行うものに限る。)及びヒール付き	甲革の本体及びヒール巻きの裁断	183 円
		サンダル	牛革の地生	無飾り、前あき、縁折り、バックバンド及び美錠付き	甲革の本体、ベルト及びヒール巻きの裁断	149 円

効力発生の日 令和 8 年 5 月 14 日

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課(03-3512-1614)又は東京都内の各労働基準監督署・支署にお問い合わせください。

東京労働局ホームページ(家内労働関係)QR コード⇒



事業主の皆様 準備は進んでいますか？

令和8年10月1日よりカスタマーハラスメント、 就活セクハラ対策が義務化されます!!

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

☑カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が義務となります。



☑就活セクシュアルハラスメント

求職者等に対するセクハラを防止するための措置が義務となります。



詳細は東京労働局ホームページをチェック！

- 東京労働局ホームページでは、**改正法の特設サイト**を開設しています。
- 法律・指針・解釈通達・リーフレットなど最新情報を更新しています。
- 「改正労働施策総合推進法等説明会」の動画及び資料を特設サイトに掲載しています。

特設サイトはこちらから⇒



事例動画など役立つコンテンツを掲載しています



ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団

ご相談・問合せ先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課

電話 03-3512-1611

分からないことは、なんでも「^{はすみ}蓮美部長」に聞いてみよう！

第47回

桃樹^{とうき}の「労務・安全衛生 深掘り探訪記」

私は「^{とうき}桃樹」。東基連に入職し、6年目に入りました。蓮美部長や先輩達に教えて頂き、少しずつ成長してきたように思います。まだまだ力不足ですが、会員の皆様のために精一杯頑張ります。

さて、そんな私が、日頃、疑問に感じた事柄について、「労務・安全衛生の専門家」にして、私の上司、「^{はすみ}蓮美部長」に、後輩の「^{きれん}希漣さん」と一緒に、その疑問をぶつけ、深く、深く、回答を探っていくコーナーです。宜しくお願い致します。



桃樹さん



蓮美部長

「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」が開催！

希漣さん 桃樹先輩、今年も「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」が開催されますね。

桃樹さん そうだね。今年の開催日は「9月29日」だから、もうあとわずか。ワクワクしてくるね。

希漣さん はい、私は、昨年初めて参加したのですが、講演はもう本当に勉強になりましたし、健康測定コーナーや展示コーナーはとても楽しかったです。

桃樹さん そうそう、「東京労働局」と「東京産業保健総合支援センター」、そして私たち「(公社)東京労働基準協会連合会」が共催で開催する、全国労働衛生週間を目前に行う労働衛生のフォーラムです。

希漣さん 後援してくださる団体も多いです。東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、東京都医師会をはじめ実に42団体がこのフォーラムに協力してくれます。まさに、秋の東京の労働衛生に関する一大イベントですね。

蓮美部長 あら、二人とも楽しそうですね。それでは、桃樹さんと希漣さんで、読者の皆さんに今回の「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」を紹介してください。

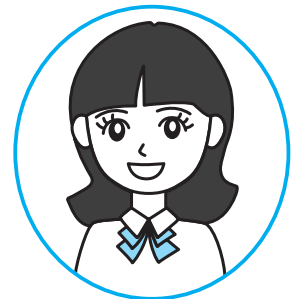
まず、今年は会場が変更になったことをお伝えして。

会場は「きゅりあん(品川区立総合区民会館)」です

桃樹さん はい、産業保健フォーラムは、コロナの影響でweb開催となった年もありましたが、平成29年から昨年まで江東区の「ティアラこうとう」で行われてきました。しかし、現在「ティアラこうとう」は改修工事に伴い休館中のため、今年の会場は品川区の「きゅりあん」になりました。

希漣さん 「きゅりあん」って可愛い名前ですね。どんな意味なんですか？

桃樹さん 希漣さん、まかせなさい！ 「きゅりあん」とは、ラテン語の「集会所」を意味する「キュリア



希漣さん



(curia)」が語源の造語です。品川区立総合区民会館の愛称を一般公募した際に選ばれたものです。「人が集まり、ふれあうように」との願いを込めて付けられたそうです。

希漣さん 凄い！ 桃樹先輩、凄い!! 物知りですね。尊敬しちゃいます。

桃樹さん いやいや、そんなことは。照れちゃいます。

蓮美部長 そうそう！ この施設は、とても利用しやすい場所にあるのよね。

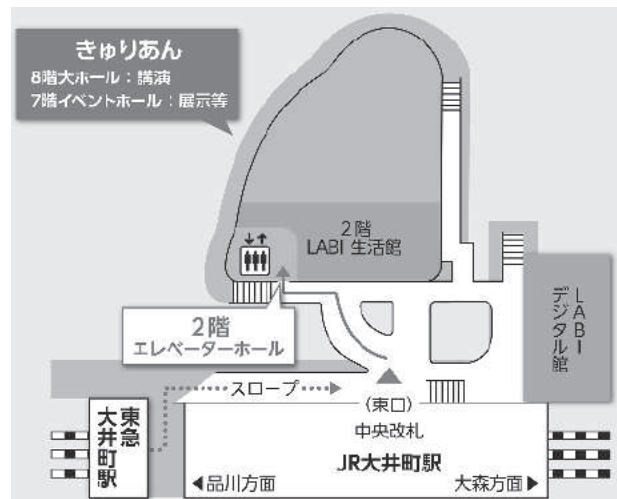
桃樹さん はい、先日、東京労働局健康課の職員の方々と、会場の様子を確認に行ってきました。住所は「東京都品川区東大井5-18-1」になりますが、

JR 京浜東北線、東急大井町線、りんかい線の「大井町駅」に直結していて、中央改札の東口から徒歩約2分です。

希漣さん 中央改札(東口)を出て斜め左に進み、2階のエレベーターホールから8階の大ホール、7階のイベントホールに進むのですね。とても分かりやすいです。

蓮美部長 そうですね。講演会場は8階の大ホール。展示や相談、健康測定などは7階のイベントホール。いずれにせよ、駅から直ぐですから、助かりますね。

そうそう、開場は9時50分、開演は10時20分です。



いま見つめ直す職場のメンタルヘルス ～ストレスチェックから始まる心の健康づくり～

蓮美部長 それでは、次にこのフォーラムの開催趣旨について説明してください。

希漣さん はい、このフォーラムは、事業者を始め産業医、衛生管理者等の産業保健スタッフや人事担当者を対象に、労働者のこころと体の健康確保に係る各種情報を提供する機会として、平成8年度から開催されているもので、今年で31回目になります。

蓮美部長 では、今年のメインテーマは？

桃樹さん はい「いま見つめ直す職場のメンタルヘルス ～ストレスチェックから始まる心の健康づくり～」をメインテーマに掲げました。

蓮美部長 このテーマにした理由を読者の皆さんにご説明してください。

希漣さん では、私から。我が国は、長時間労働や職場環境の変化等を背景として、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みへの一層の促進が求められています。

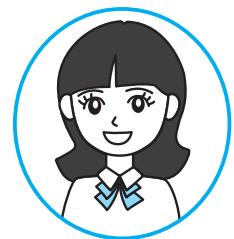
桃樹さん それと、労働安全衛生法が改正され、今後は労働者数50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化とされ、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策の取組の推進が重要となっています。

希漣さん このような状況を踏まえ、事業者、産業保健スタッフ、労務・総務担当者、安全衛生担当者を対象に各種情報を提供することにより、その重要性を認識して頂き、職場における産業保健活動を効果的に推進していくことを目的として開催するものです。

蓮美部長 二人とも、このフォーラムの目的を、しっかり把握していますね。偉いです。

桃樹さん 希漣さん はい、主催者ですから！

蓮美部長 はいはい、そうですね(笑)。では講演等について説明してください。



「職場のメンタルヘルス対策—ストレスチェック制度の有効活用」

希漣さん 最初の講演は、北里大学医学部公衆衛生学の「堤 明純 教授」です。

講演テーマは、「職場のメンタルヘルス対策—ストレスチェック制度の有効活用」です。

桃樹さん 堤教授は、「PCDA を回しながら、職場のメンタルヘルス対策のインフラを少しずつ整備していくことが大切です」。「従業員 50 人未満の中小企業を含め、実施が義務化されることになったストレスチェック制度も、PCDA を回しながら実施していくことが勧められます」と。

その上で、「本講演では、ストレスチェック制度の有効な活用を例にして、職場のメンタルヘルス対策の進め方についてお話ししたいと思います。」と述べられています。

希漣さん 堤教授の講演は、10 時 30 分から 11 時 45 分までです。

小規模事業場に実施が義務付けされたストレスチェック制度について、事例を示しながら、進め方についてお話して下さるということです。これから実施する事業場の方については有意義な講演になりますね。

桃樹さん この後、11 時 45 分から 13 時まではランチタイムですね。大井町駅周辺には、美味しいお店が沢山あるということですから、楽しみです。

蓮美部長 この 11 時 45 分から 13 時までの時間を利用して、7 階のイベントホールで行われている「展示コーナー」、「健康測定コーナー」、「相談コーナー」を訪れる方も多いでしょうね。このコーナーについては後ほど、ご紹介しましょう。

『小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル』について」

桃樹さん 午後の最初のプログラムは、東京労働局健康課職員による「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」についての説明です。

希漣さん 50 人未満の小規模事業場がストレスチェック制度の対象となったことを踏まえ、厚生労働省が作成したマニュアルですね。

これも大切だと思います。所管する行政官庁の担当者の解説を聞けるチャンスですから、是非、聞きたいと思います。

桃樹さん 時間は、13 時から 13 時 20 分と予定されています。

メンタルヘルス不調者が「戦力」に変わる—『配慮』から『活躍』へ

希漣さん 午後の講演の最初は、合同会社活躍研究所の代表を務め、三菱ケミカル(株)の産業医でもある「野崎 卓朗 氏」です。

テーマは「メンタルヘルス不調者が「戦力」に変わる—『配慮』から『活躍』へ」。

時間は、13 時 20 分から 14 時 20 分です。

桃樹さん ちょっと刺激的なタイトルですね。

蓮美部長 野崎代表は、講演の要旨については、どのようにいわれているのかしら？

希漣さん 野崎代表は次のように述べられています。

「メンタル不調者への対応について、『どう配慮したらよいのか』『また再発するのでは』と悩まれている担当者の方も多いのではないのでしょうか。実は、『配慮』が不調者の回復を妨げ、対応する側も疲弊させる構造につながっている可能性があります」と。

桃樹さん その次に野崎代表は「本講演では、不調者を『配慮すべき弱者』と捉える従来の考え方から、『適切な準備を整えれば本来の力を発揮して活躍できる』という前提に立つ『活躍支援型』アプローチを紹介します。」とされています。

希漣さん 最後に野崎代表は「このアプローチを取り入れた事業場では、休業者が就業制限なくフルタイム

で安定的に就業を継続し、『戦力』として活躍する姿が多く事例で報告されています」。そして「本講演が皆様のメンタルヘルス対策の『前提』を見直すきっかけになれば幸いです。」と。

桃樹さん やはり、この講演も見逃せませんね。

蓮美部長 それでは、最後の講演について、紹介してください。

「2つの手札で、管理者をメンタルヘルス加害者から支援者に変える ～「職場コミュニケーション」というファンタジー(幻想)への具体策

希漣さん はい、講演の最後は、産業医科大学、産業医実務研修センター副所長、教育教授「柴田 喜幸氏」です。

テーマは「2つの手札で、管理者をメンタルヘルス加害者から支援者に変える～「職場コミュニケーション」というファンタジー(幻想)への具体策。

桃樹さん このタイトルもまた、刺激的ですね。

蓮美部長 希漣さん、講演の要旨について柴田教授はどのように述べていますか。

希漣さん はい、柴田教授は次のように述べられています。

「『職場の心の健康』が問題視され、早四半世紀が経ちますが、悩ましい事案はあとをたちませんね。その対策として「職場のコミュニケーションを」「4つのケア」などさまざまな呼びかけがされてきましたが(中略)、むしろ深刻化すら感じます。一体何が足りないのでしょうか。」と。

桃樹さん そして柴田教授はこのように続けられます。

「本講では、これまでのこの話題に漂う「善意」と「技術」という2つのファンタジー(幻想)を抛り所に、マクロとミクロの2つの手札でこの悩ましい経営課題・職場課題そして健康課題の改善を考え、具体策をお持ち帰りいただきます。」

希漣さん 柴田教授は「具体策をお持ち帰りいただきます」とされています。参加者が、自社の改善のための具体策を手に入れることができるとよいですね。

蓮美部長 3人の講演者の内容は、いずれも興味深いものです。是非、多くの方が参加されることを期待します。

さて、産業保健フォーラムではそれ以外にも「展示コーナー」等が設けられますね。



健康測定コーナー・各種相談コーナー・展示コーナー也大盛況！

希漣さん はい、展示コーナーには15の団体が出展されます。

毎回、出展されている団体も多く、いずれも大好評です。

蓮美部長 桃樹さん、希漣さん、主な出展団体を紹介してください。

桃樹さん どの団体のコーナーも人気ですが、全国健康保険協会東京支部さんが行う「健康測定コーナー」は大人気です。今年は「血管年齢測定」を行うそうですので、大賑わいになると思います。

希漣さん 「健康測定」では、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会さんと(公社)全国労働衛生団体連合会 東京都地区協議会さんが行う「口腔機能測定」も人気です。皆さんが、健康に高い興味を持っていることが分かります。

桃樹さん 東京産業保健センターさんのコーナーも人気が高いです。ここでは「労働衛生のハンドブック」を無料で配布しています。毎年、ここには必ず立ち寄るという方も多いです。

希漣さん テクノヒル(株)さんが行う「化学物質管理／リスクアセスメント 新たな化学物質管理への対応



相談コーナー」にも多くの人が訪れて、相談をされています。
桃樹さん その他、中央労働災害防止協会さんの「展示・相談コーナー」では、「図書の展示及びエイジフレンドリーやストレスチェックに関する相談」を行いますし、(公社)日本保安用品協会さんの「呼吸用保護具・保護メガネ・化学用防護服・手袋等の展示コーナー」にも沢山の人が訪れます。



「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」は web 申し込みで

蓮美部長 15 団体が出展する今年の「展示コーナー」も楽しみです。

それでは、参加の申し込み方法について、読者の皆さんに説明してください。

桃樹さん はい、参加の申し込みは、「(公社)東京労働基準協会連合会」のホームページからの web 申し込みになります。

希漣さん 東京労働局のホームページからの申し込みは、次のようになります。

東京労働局トップページ → ニュース&トピックス → イベント → 2026 年度 → 2026 年 7 月 24 日「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」を開催します。 → 参加申込はこちらから  東京労働基準協会連合会ホームページ → 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」開催案内 → 「web 申込はコチラをクリック」

この「コチラ」をクリックすると申込画面になります。

桃樹さん 東京労働基準協会連合会のホームページでは、トップページに次のバナーが貼ってあります。このバナーをクリックすると、申込画面に進みます。



蓮美部長 よくわかりました。たくさんの方に来て頂きたいですね。

桃樹さん 希漣さん はい、大変に参考になる講演であり、展示コーナーです。産業保健スタッフの方に限らず、多くの方に参加して頂きたいです。

桃樹さん 読者の皆さん。今月も最後までお付き合い下さり、ありがとうございました。来月もよろしくお願い致します。

「エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育」の追加開催について

(公社)東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センター

令和8年4月から、エックス線装置またはガンマ線照射装置を取り扱う業務には特別教育の受講が必要となりました。これまで「透過写真の撮影の業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象が拡大されたことによるものです。

当連合会では、本講習を今年度5月にたま研修センター(立川市)で開催したところですが、安全衛生研修センター(江戸川区)において追加開催することとしました。



根拠 労働安全衛生法第59条第3項

労働安全衛生規則第36条第1項第28号及び電離放射線障害防止規則第52条の5

開催日時 11月20日(金)

開催場所 (公社)東基連安全衛生研修センター **所在地** 江戸川区中央1-8-1 内宮ビル

時間 9:00~16:40

講習内容 エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程に定める科目、時間(講習時間6時間、免除科目はありません。終了時間は目安です。)

講習料金

料金区分	受講料(資料代を含む、消費税込み)	(うち消費税額)
会員	11,000円	1,000円
上記以外	14,300円	1,300円

申込先 東基連 HP から



*会員とは、東基連本部・支部会員のほか東京都内の地区労働基準協会会員を含みます。



第45回 桃樹のちょこっと用語 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」とは?

労働者の心の健康保持・増進・労使における健康確保に関する意識の啓発等を目的として、平成8年度に開催し今年で31回を迎える講演、説明、展示、相談を行うフォーラム。

今回は、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が求められていること。また50人未満の事業場においてもストレスチェックの実施が義務化されること。

こうした状況を踏まえ、「いま見つめ直す職場のメンタルヘルス ～ストレスチェックから始まる心の健康づくり～」をテーマに、事業者、産業医、産業保健スタッフ、安全衛生相談者等を対象に各種情報を提供することにより、職場における産業保健活動を効果的に推進していくことを目的として開催。

令和8年9月29日に、品川区の「きゅりあん(品川区立総合区民会館)」を会場に行われる。

主催は、東京労働局、(公社)東京労働基準協会連合会、(独法)労働者健康安全機構・東京産業保健総合支援センター。東京都を含む42団体が後援団体。

東基連 発行書籍のご紹介

(公社) 東京労働基準協会連合会 編集発行

「労災保険給付の手続き」

一般価格 1,760円 のところ

改訂
4版

会員価格 1,540円 (税込)

複雑な労災手続き、
これ一冊でもう迷わない！

本書が選ばれる理由

豊富な記入例

「どの欄になにを
記載したらいいの？」

ひと目で分かる実際の
各種請求書に基づいた
記入例を多数掲載

豊富なQ&A

「これは業務災害？
通勤災害??」

現場で迷う判断基準の
分かれ道を解決

本書の概要

労働災害や通勤災害の発生から治癒（症状固定）等するまでに、どのような労災保険給付手続きがあるかという基本的な流れを順に図解やQ&A、様式記載例を交えてわかりやすく解説した手引きです。

労災事故が起こった場合に備えて、事業主や人事労務担当者が「知っておきたい労災保険の手続きの実務や、災害発生時の対応に関する基礎知識をまとめています」。

改訂4版では、令和5年9月に改正された「心理的負荷による精神障害の認定基準」の解説を加え、新しい「心理的負荷評価表」を掲載しました。

【目次】

- 第1章 労災保険から保険給付を受けられる場合
- 第2章 職場で労働災害が起こったら
- 第3章 労災保険請求の手続き
- 第4章 第三者行為災害
- 第5章 ほかに労災保険からこんな給付・サービスを受けられる

📢 口コミ 📢

「手元に置いて、
いつでも参照し
ています」

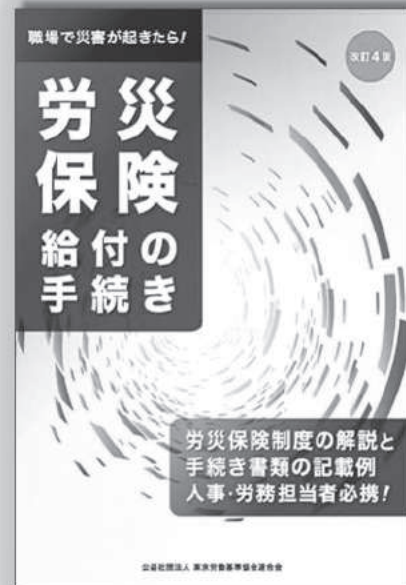
「以前から労災の請求関係が一番わかりやすい実務書だと思っています。
各様式を実際に見て確認しながら、記載方法を見ることができ、Q&Aも充実しているので
オススメです」

購入方法

(公社) 東京労働基準協会連合会ホームページ【図書等のご案内】→【発行図書ご案内】よりお進みください。

<https://www.toukiren.or.jp/books/index.php>

※ 送料は実費頂戴いたします(30冊以上無料)。請求書を同封いたしますので銀行振込にてお支払いください。



こんな方におすすめ

- ☒ 労災担当者
- ☒ 人事・労務担当者
- ☒ 事業主・管理職の方

💡 セミナーのご案内 💡

本書を用いた 労災セミナー を
開催！！

行政OBの労災専門家が労災保険給付手続きの基本的な流れと間違いやすい箇所をわかりやすく説明します。
終了後は個別相談も受け付けており、たいへんご好評いただいております。

【日時】 令和7年1月予定

【場所】 都内3会場
(千代田区・江戸川区・立川市)

詳細は、当会HPにて9月下旬公開予定です。



問い合わせ : 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 TEL 03-6380-8305 / tosho@toukiren.or.jp

改正安衛法に対応した 個人事業者等の安全衛生の取組を支援します！

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会受託事業

令和7年に改正された労働安全衛生法のうち、令和9年4月1日には、「個人事業者等の安全衛生対策の推進」として、以下の2つが施行されます。

- **個人事業者等**自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講など
- **作業場所管理事業者**に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずること

業界団体・関係団体の皆さまの取組を支援するため、「個人事業者等の安全衛生確保支援事業」では、以下の3つの支援を行いますので、お気軽に申し込みください。



注文者等(作業場所管理事業者も含みます)または個人事業者等向けに、改正法令等の内容やそれぞれが講じるべき災害防止措置等に関する説明会を実施する団体等を支援します。



お申し込みいただいた団体等へ、

- 講師の派遣
- 説明会の教材等 の提供を行います。

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha/setsumeikai.html>

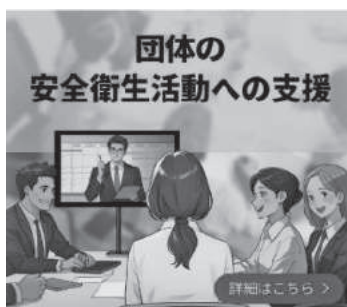


個人事業者等が就業する現場に、コーディネーターを派遣し、現場支援を行います。

現場支援には、研修を受けたコーディネーターが当たります。チェックシート項目に沿って、現場での作業や行動等を確認していき、現場支援を受けた個人事業者等には、「現場支援実施確認カード」を交付します。



<https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha/genbashien.html>



個人事業者等が加入する団体等の安全衛生活動について、経験豊富な専門家が相談に応じながら、その取組を支援します。

お申し込みいただいた団体のニーズに応じて、



- 安全衛生教材、チェックリスト等の作成、
 - 業種・職種別個人事業者等の健康管理ガイドラインの作成
- などの支援を行います。

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha/dantaikatsudoushien.html>

個人事業者等の安全衛生確保支援事業の詳細は、こちらの特設ページをご覧ください。

<https://www.zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha.html>



～開催のお知らせ～ 令和8年度 東基連衛生管理者協議会 第1回研修会

形骸化を防ぐ、「安全衛生委員会」活性化 の具体的ポイント

～「安全衛生委員会活性化のための工夫」等の情報共有・交換～

日 時 令和8年10月2日(金) 13時30分～17時00分(予定)

会 場 中労基協ビル4階ホール(千代田区二番町9-8)

定 員 会場でのリアル参加 50名(申込先着順)

Zoomによるオンライン参加 300名

参加費 無料

研修会の内容

講演「最近の労働衛生行政の動向」

講師 東京労働局 労働基準部 健康課長 成田 光志 氏

事例発表

「食品工場での安全文化醸成(安全衛生委員会での取り組み)」

講師 グリコマニュファクチャリングジャパン(株)東京工場 人事総務課 主任 大村 直也 氏

「安全衛生委員会の活性化に向けて ～研究開発拠点・中小規模生産拠点における委員会～」

講師 PENTAX Medical 合同会社 ESH グループ エキスパート 近藤 隆裕 氏

「衛生健康関連の会議体について ～全社横断の会議からテーマ別ワーキンググループまで～」

講師 日本製鉄(株)人事労政部 健康推進企画調整課長 瀧口 好三 氏

グループワーク

今回は、参加者同士の情報交換ができるグループワークを行います。日頃の工夫や疑問などを共有し、課題解決の糸口を一緒に見つけませんか。

(グループワークは、出席申込時に希望されたグループ別に会場参加者のみで実施します)

申込方法

本研修会は、東基連衛生管理者協議会の会員を対象としています。

現会員の方へは、9月上旬に郵送にて研修会 web 申し込みのご案内を送付しますので、web での研修会参加の手続きをお願いします。

東基連衛生管理者協議会に未加入の方は、先ず会員登録をお願いします(下記※参照)。会員登録後、折り返し、研修会参加の Web 申込のご案内をメール送信致します。

※(公社)東京労働基準協会連合会(略称：東基連)のホームページ内「東基連衛生管理者協議会」<https://www.toukiren.or.jp/join02.html> から、入会申込書をダウンロードし、東基連衛生管理者協議会までお申込みください。



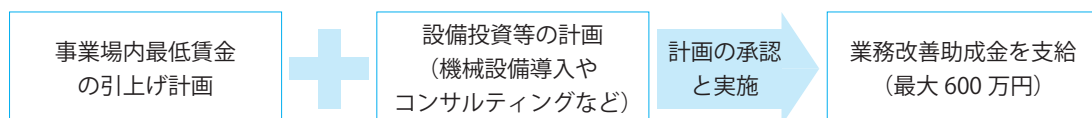
備 考 東基連衛生管理者協議会は、東基連の内部組織であり、東京都に所在する企業・団体等に勤務する衛生管理者であれば、どなたでも会員になれます。なお、当協議会は東基連の公益事業として活動を行っており、設立以来、入会費・年会費等は、一切頂いておりません。

賃上げ支援助成金のご案内

東京労働局 雇用環境・均等部 企画課

1. 業務改善助成金は、令和8年9月1日(火)受付開始！

- 業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の皆さまが、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



- 申請期限は、申請事業場の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は令和8年11月30日(月)のいずれか早い日です。
- 申請コース、対象となる事業場など令和7年度から一部変更がございます。
交付要綱・交付要領・申請マニュアルなどを、厚生労働省 HP にて必ずご確認ください
- お問い合わせ：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440
(平日 9時00分～17時00分)

業務改善助成金
リーフレット



厚生労働省
業務改善助成金 HP



2. 働き方改革推進支援助成金 申請受付中！

- 5つのコースで、生産性向上にむけた設備投資等の取組に係る費用の一部を助成することで、労働時間の削減等にむけた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援する制度です。
「賃金の引上げ」・「割増賃金率の引上げ」の成果目標で助成額が加算されます。
- 申請期限は、令和8年11月30日(月)です。
- 申請にあたっては、交付要綱・交付要領・申請マニュアル(働き方改革推進支援助成金申請パンフレット)などを、厚生労働省 HP にて必ずご確認ください。

厚生労働省 働き方改革推進支援助成金 HP



- お問い合わせは、東京労働局働き方改革推進支援センターまで。
働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

厚生労働省委託
東京働き方改革推進支援センター

電話 0120-232-865
平日 9時00分～17時00分



令和7年度 民間人材ビジネスに対する指導監督状況

東京労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課

東京労働局では、令和8年6月19日に令和7年度の民間人材ビジネスに対する指導監督状況を取り纏め、公表しました。

令和7年度は3事業主に対し業務改善命令の行政処分を行いました。その処分理由は法定の除外理由なく労働者供給事業を行ったものが2件と、法定の除外理由なく適用除外業務で労働者派遣を行ったもの1件です。

また、行政指導の状況は右のとおりです。

主な指導内容では、派遣事業に関するものでは労使協定の内容に不備があるもの、就業条件の明示がなされていない、あるいは明示の内容に不備があるものが多数を占めました。また、紹介事業では就職者等の事業実績と手数料・返戻金に関する情報をインターネットの利用により適正に提供していないことに関する指導が最も多かったところです。

令和8年度の指導監督のポイントは、

1 同一労働同一賃金など派遣労働者の公正な待遇の確保に向けて、労働者派遣事業の運営が適正に行われるよう、法制度の周知徹底や指導監督を実施。

2 いわゆる偽装請負や、多重派遣を行う事業者に対しては、行政処分を含む厳正な指導監督を実施。

3 職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者に対し、令和7年4月に改正施行された職業安定法施行規則及び指針を中心に、適正な業務運営がなされるよう指導監督を実施。また、いわゆる「スポットワーク求人」を扱う職業紹介事業者及び募集情報等提供事業に対し、関係部署と連携した指導監督を実施。

4 医療・介護・保育分野における職業紹介事業の適正な運営を確保するため、特別相談窓口での相談対応を実施。また、人材サービス総合サイトを利用した情報公開、利用料金・違約金の明示等法制度の周知に努め、法違反が疑われる場合には指導監督を実施。

の4点を重点項目としているところです。

東京労働基準協会連合会会員の皆様におかれましては、民間人材ビジネスをご利用にあたりまして疑問等がございましたら、東京労働局需給調整事業部までお問い合わせください。また、セミナー等も随時行っておりますので、東京労働局 HP にてご確認いただき、是非ご参加下さい。

指導監督を実施した延べ事業所数

	令和7年度	令和6年度	対前年度比
計	4,506 事業所	4,291 事業所	5.0%
労働者派遣事業	3,223 事業所	3,135 事業所	2.8%
請負事業	111 事業所	81 事業所	37.0%
職業紹介事業	954 事業所	1,038 事業所	▲8.1%
その他	218 事業所	37 事業所	489.2%
うち募集情報等提供事業	200 事業所	26 事業所	669.2%

是正指導(文書指導)を行った件数

	令和7年度	令和6年度	対前年度比
計	4,210 件	4,010 件	5.0%
労働者派遣事業	3,034 件	3,013 件	0.7%
請負事業	40 件	57 件	▲29.8%
職業紹介事業	1,073 件	920 件	16.6%
その他	63 件	20 件	215.0%
うち募集情報等提供事業	37 件	10 件	270.0%

休憩室

BREAK  TIME

日本のカレー、その魅力

ラーメンは中国、カレーはインドが発祥と言われます。しかし今、私たちが日常的に口にしているラーメンやカレーは、もはや立派な「日本食」ではないでしょうか。長い年月をかけ、日本人の味覚に合わせて改良され、独自の進化を遂げてきました。海外から伝わった料理を、そのまま受け入れるのではなく、日本人らしい工夫を加えて新しい文化へ育て上げる。その柔軟さこそ、日本の食文化の大きな魅力だと思います。

カレーは、インドのスパイス料理が英国を経由して日本に伝わり、小麦粉でとろみを付けた現在のスタイルへと発展しました。日本人の主食である米、ご飯にかけることを前提とした、あのまろやかなルーは、日本の食卓が生んだ発明品と言ってもよいでしょう。家庭で簡単に作れるカレールーが発売されたことで、カレーは一気に全国へ広まり、今では子どもからお年寄りまで誰もが親しむ国民食になりました。

そして家庭の数だけ「わが家のカレー」があります。同じルーを使っても、牛肉派、豚肉派、鶏肉派に分かれ、野菜の大きさや煮込み時間もさまざまです。隠し味にリンゴやハチミツを入れる家庭もあれば、コーヒーやチョコレート、味噌や醤油を少し加えてコクを深める家庭もあります。

ちなみに私が一番好きなのは、「シーフードハンバーグカレー」です。海老、イカ、ホタテなどの旨味がたっぷり溶け込んだルーに、ふっくらと焼き上げたハンバーグが鎮座する一皿です。魚介の豊かな風味と肉汁たっぷりのハンバ

ーグは、一見すると欲張りな組み合わせですが、不思議なくらい相性が良く、最後の一口まで飽きることがありません。海の幸と肉の競演が生み出す絶妙な調和は、まさに私にとって理想のカレーです。

日本のカレー文化を語る上で欠かせないのが「トッピング」です。主役のトンカツはもちろん、海老フライなら洋食屋のような華やかさがあり、フィッシュフライならあっさりとした白身魚がルーのコクを引き立てます。チーズを加えればまろやかさが増し、ほうれん草なら彩りも栄養も豊かになります。さらにコロケや唐揚げ、ゆで卵、ソーセージやウインナー、さらには納豆まで受け止めてしまう懐の深さが、日本カレーの凄みです。これほど幅広い食材と違和感なく調和できる料理は、世界でも珍しいのではないのでしょうか。

忘れてはならないのが福神漬けとらっきょうです。福神漬けは鮮やかな彩りを添えるだけでなく、甘酸っぱさと歯でたえで口の中を整えてくれます。一方、らっきょうは独特の香りとシャキシャキした食感で、濃厚なルーに爽やかなアクセントを加えてくれます。私はどちらもたっぷり添えて食べるのが好きで、この二つがあるだけでカレーのおいしさはさらに引き立つと感じています。

カレーは一皿で食事として完成する料理でありながら、自由度がとて高い料理でもあります。家庭では作る人の個性が表れ、専門店では店ごとのこだわりが味になります。同じ「カレー」という名前でも、その姿は実にさまざまです。海外から伝わった料理を、日本人は自分たちの暮らしや味覚に合わせて工夫し、新たな文化として育て上げてきました。これからも新しい食材や調理法を取り入れながら、日本のカレーはさらに進化を続け、多くの人に愛されていくことでしょう。私にとってカレーは、まさに「ニッポンが世界に誇る進化した国民食」なのです。

B級グルメ



労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の概要

東京労働局 労働基準部 労災補償課

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(令和8年法律第60号)については、本年4月7日に第221回国会に提出され、本年7月10日に可決成立し、17日公布されました。

今般の改正の概要については、以下のとおりです。

改正の趣旨

就業構造の変化や働き方の多様化等を踏まえ、労働災害に対する幅広いセーフティネットを整備するため、労働者災害補償保険の遺族補償年金における支給要件等の見直し、特定の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者等を構成員とする団体が同保険の適用を受けるための要件の法定化、同保険の適用事業に関する暫定措置の廃止等の措置を講ずる。

改正の概要

1 遺族補償年金における支給要件等の見直し

- ①遺族補償年金等、特別遺族年金等について、夫にのみ課せられた支給要件(妻の死亡時に55歳以上又は一定の障害の状態にある者)を撤廃する。
- ②遺族が1人の場合の年金額を現行153日分(一定の場合175日分)から、一律175日分に改める。

2 労災保険給付請求権等の消滅時効期間の見直し

疾病の性質上、災害補償事由に該当するか容易に判断できない疾病として政令で定めるものについて、療養補償給付等の請求権等の消滅時効期間を2年から5年にする。

3 労災保険の適用事業に関する暫定措置の廃止

任意適用とされている農林水産業の小規模な個人経営事業の一部も労災保険の適用事業とする。

4 特別加入団体の要件の法定化等

- ①労災保険に係る業務や業務災害の防止活動を適切に実施すること等の要件を法令に規定。
- ②業務改善命令や違反時の保険関係消滅を可能とする。

5 社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立て

社会復帰促進等事業に関する決定への不服申立てを労働保険審査官及び労働保険審査会法の対象とし、審査請求先等を労災保険給付と同様とする。

施行期日

令和9年4月1日(ただし、上記3は公布の日から起算して5年以内の政令で定める日)

※条文など、詳細はこちら(厚生労働省 HP)→



食品スーパーのバックヤードにおける 転倒による労働災害

業 種 その他の小売業

職 種 飲食物調理従事者

災害発生状況 (※災害発生状況及び図は、実際の災害事例を参考に一部改変を加えている) ものであり、特定の災害の状況を正確に表しているものではありません。)

被災者は食品スーパーで揚げものの調理及び販売業務に従事しており、災害当日はバックヤードで、業務用フライヤーを用いて揚げものを調理していた。災害当日は、食品スーパーの特売日であり通常の日より多くの来客が想定され、業務開始直後から、被災者は大量の揚げものの調理に従事していた。

被災者が調理し終えた揚げものを入れたトレーを持って、次の工程に移るためにバックヤード内を移動し始めたところ、床面に蓄積していた油汚れで足を滑らせてバランスを崩し転倒し、右肘及び右膝を骨折した。医療機関では、休業見込期間が6週間と診断された。業務用フライヤーの周辺の床面には、長期間に渡り油汚れが蓄積しており、広範囲に油汚れが付着している状態であった。

被災者は帽子、作業服、エプロン、マスク、手袋及び長靴を着用していたが、長靴の靴底には油汚れが蓄積していた。

事業場では、作業手順書を作成していたが、当該作業に係るリスクアセスメントを実施していなかった。なお、作業手順書では清掃の頻度に係るルールを定めていなかった。



災害発生原因

- 1 作業場の床面に蓄積した油汚れを十分に除去していなかったこと。
- 2 作業場の床面に防滑対策が講じられていなかったこと。
- 3 靴底に付着した油汚れを適切に除去しておらず、滑りやすい状態で作業していたこと。
- 4 油の飛散防止カバー等の油の飛散防止措置が講じられていない業務用フライヤーを使用していたこと。
- 5 油の飛散及び蓄積による転倒の危険性について、リスクアセスメントを実施していなかったこと。

災害防止対策

- 1 作業場の床面に蓄積した油汚れを放置せず、定期的に清掃すること。また、作業手順書を見直

し、バックヤードのエリアごとに清掃の方法、清掃する頻度、使用する洗剤及び安全上の留意事項等を具体的に定めること。

- 2 作業場の床面への防滑加工及び防滑性に優れた床材への改修を検討すること。また、防滑マット又は吸湿性のあるマットの導入により、床面の滑り防止対策を講じること。
- 3 靴底に付着した油汚れを定期的に除去するとともに、作業場所の環境に適した耐滑性能を有する作業靴を使用すること。
- 4 油の飛散を低減する設備への更新又は油の飛散防止措置の導入を検討するとともに、食材投入時の油の飛散を防止する方法を検討すること。
- 5 リスクアセスメントを実施し、油が飛散しやすい箇所を特定した上で、設備改善及び作業方法を見直すこと。その結果を踏まえ、作業手順書を見直し、労働者に周知させるとともに、教育すること。

令和 8 年 死亡災害発生状況 (対前年比較)

東京労働局 労働基準部 安全課

現在	19 人
----	------

前年同期	22 人
------	------

●令和 8 年 死亡災害発生状況(7 月末日現在)

業種別	本年発生分	前年同期	増減数
製造業	3	3	0
建設業	5	10	-5
土木工事業	1	3	-2
建築工事業	2	5	-3
木造家屋建築工事業	0	1	-1
その他の建設業	2	2	0
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	0	1	-1
ハイヤー・タクシー業	1	1	0
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	1	1	0
商業	1	1	0
小売業	0	0	0
保健衛生業	0	1	-1
社会福祉施設	0	1	-1
接客娯楽業	1	1	0
飲食店	0	1	-1
清掃と畜業	4	0	4
ビルメンテナンス業	3	0	3
廃棄物処理業 ^(注 4)	1	0	1
その他の三次産業	3	3	0
警備業	0	1	-1
その他 ^(注 5)	0	0	0
全産業合計	19	22	-3

(注 1) 左段は本年 7 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。
(注 5) 「その他」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業の合計値。

●令和 8 年 死傷災害発生状況(7 月末日現在)

業種別	本年発生分	前年同期	増減率(%)
製造業	330	305	8.2
建設業	451	451	0.0
土木工事業	77	68	13.2
建築工事業	248	278	-10.8
木造家屋建築工事業	19	23	-17.4
その他の建設業	126	105	20.0
陸上貨物運送事業 ^(注 3)	534	525	1.7
ハイヤー・タクシー業	179	190	-5.8
その他の運輸交通・ 貨物取扱業	200	227	-11.9
商業	1,094	944	15.9
小売業	759	680	11.6
保健衛生業	763	689	10.7
社会福祉施設	598	501	19.4
接客娯楽業	596	482	23.7
飲食店	427	368	16.0
清掃と畜業	500	439	13.9
ビルメンテナンス業	342	302	13.2
廃棄物処理業 ^(注 4)	132	109	21.1
その他の三次産業	832	810	2.7
警備業	187	183	2.2
その他 ^(注 5)	30	25	20.0
全産業合計	5,509	5,087	8.3

(注 1) 左段は本年 7 月末日現在(速報値)、中段は前年同期(速報値)。
(注 2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業 4 日以上の災害(※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く)。
(注 3) 「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
(注 4) 「廃棄物処理業」は、産業廃棄物処理業とその他の廃棄物処理業の合計値。
(注 5) 「その他」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業の合計値。

講習会名	申込受付	科目	9月	10月	11月	12月
受験準備	衛生管理者(第1種)	センター 学科 4日		26(月)～29(木)	24(火)～27(金)	14(月)～17(木)
		中央支部 学科 3日	8(火)～10(木)		9(月)～11(水)	
	衛生管理者(第2種)	センター 学科 3日		26(月)～28(水)	24(火)～26(木)	14(月)～16(水)
		中央支部 学科 2日	8(火)～9(水)		9(月)～10(火)	
	衛生管理者(特例)	センター 学科 2日		28(水)～29(木)	26(木)～27(金)	16(水)～17(木)
		中央支部 学科 1日	10(木)		11(水)	
	衛生管理者	たま研修センタ 学科 2日				
X線	センター	学科 2日		26(月)～27(火)		

- 申込受付は、講習開催日の3か月前の1日から開始します。
定員になり次第締め切りとなりますので、事前に申込状況をご確認ください。講習会に関する詳細は東基連・各支部のホームページ又は講習案内をご覧ください。
- 申込受付「たま研修センター」は、多摩各支部にお申し込みください。
- 「センター」の講習会場は、東京労働基準協会連合会 安全衛生研修センターの本館又は別館(江戸川区)です。
- 「中央支部」及び「中央・足立荒川」の講習会場は、全て中労基協ビル4階ホールです。
- 上野・王子・足立荒川支部共催による講習は次のとおり。
①雇入れ時安全衛生教育は、中労基協ビル4階ホールでのリアル開催と同時にZoomによる配信。
②安全衛生推進者養成講習は王子工業会館が会場となります。
③その他の講習会は城東職業能力開発センターが会場です。
- 亀戸・江戸川支部共催会場は、「亀戸」が亀戸文化センター、「船堀」がタワーホール船堀の各会場です。
- たま研修センター(八王子支部・立川支部・青梅支部・三鷹支部)の無記載講習会場は、たま研修センター(立川市曙町1-21-1 いちご立川ビル2階)です。
- たま研修センターの講習について、「日野日野」は日野自動車日野工場、「トヨタ羽村」はトヨタ自動車羽村です。
- 安全衛生研修センターで行う玉掛け、小型移動式クレーン、床上操作式クレーン、高所作業車(10m以上)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習及び低圧電気特別教育の実技は、当連合会が指定した日に受講していただきます。
- 高圧・特別高圧電気、テールゲートリフター特別教育の実技は、原則各事業場で実施していただきます。
- 建築物石綿含有建材調査者講習は、東基連ホームページの「建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・お申込み」をご覧ください。

■ 会報「東基連」に関するご意見・ご要望等を kaiho-iken@toukiren.or.jp までお寄せください。 ■

編集後記

9月29日に、「産業保健フォーラム IN TOKYO 2026」が「きゅりあん」(品川区)で開催される。31回目となる東京労働局、東京産業保健総合支援センター、東基連の共催事業。「講演から多くの示唆を得ることができた」との感想も寄せられているが、同時に開催される「展示・相談コーナー」も好評。東基連も「中小規模事業場安全衛生相談コーナー」を出展。これまで様々な相談に対応してきた。

ある年、こんな相談が。「50人以上の事業場を複数抱えているが、衛生管理者が人事異動となり、後任の選任に窮することがある。資格を有する派遣労働者を選任できるとの話を聞いたことがあるが可能か」と。派遣労働者の衛生管理者としての選任については、平成18年3月31日付け基発第0331004号「自社の労働者以外の者を衛生管理者等に選任することについて」により、一定の業種について、定められた要件のもと選任が認められている。その要件の中に「必要な権限の付与」と「必要な情報の提供」が。

国家資格たる衛生管理者の担当する範囲は幅広い。労働衛生3管理(作業環境管理、作業管理、健康管理)と労働衛生教育の適正な実施。労働安全衛生関係法令遵守の推進。メンタルヘルス対策も。これらの業務の確実な遂行のためには、自社の労働者であれ派遣労働者であれ、必要な権限の付与と情報の提供は当然のこと。上位の管理者は権限を付与したうえで、業務状況を確認し必要な支援を行うことが求められる。

衛生管理者の業務の多くは、労働者の健康を守ることに集約される。また、労働衛生は労働安全と比べ目に見えない事柄が多いとも。この分野を担当し、労働者の健康を守る衛生管理者は「命のゴールキーパー」とも呼ばれている。東基連の実施する「衛生管理者受験準備講習会」。講習が終了すると、毎回のように入講者は講師を囲み質問を。その真剣な姿勢に、衛生管理者の使命の重さを改めて感じる。次の社会を守る彼ら彼女らの健闘を祈ると共に、現役の「命のゴールキーパー」に最大の敬意を捧げる。 No. 56(小太郎)

講習会名		申込受付		科目	9月	10月	11月	12月
登録講習等	安全衛生推進者	センター	学科	2日	16(水)～17(木)	19(月)～20(火)	4(水)～5(木)	17(木)～18(金)
		中央・足立荒川	学科	2日	3(木)～4(金)			15(火)～16(水)
		たま研修センタ	学科	2日			9(月)～10(火)	
		上野・王子・足立荒川	学科	2日				
	衛生推進者	センター	学科	1日	4(金)	1(木)	19(木)	23(水)
		中央・足立荒川	学科	1日	2(水)			9(水)
		たま研修センタ	学科	1日				
	安全管理者選任時研修	センター	学科	2日	24(木)～25(金)	13(火)～14(水)	16(月)～17(火)	3(木)～4(金)
		中央・足立荒川	学科	2日		20(火)～21(水)		
		たま研修センタ	学科	1,2日		13(火)～14(水)		
		上野・王子・足立荒川	学科	2日				
	特別教育	研削といし(自由研削)	センター	学科・実技	1日	25(金)	20(火)	6(金)
たま研修センタ			実技	1日				
研削といし(機械研削)		たま研修センタ	学科	1日			26(木)	
動力プレス機械金型調整等 (トヨタ羽村)		センター	学科	1日		25(日)		
		センター	実技	1日				
アーク溶接		センター	学科	2日	16(水)～17(木)	27(火)～28(水)	24(火)～25(水)	16(水)～17(木)
		センター	実技	1日	18(金)	29(木)	26(木)	18(金)
高圧・特別高圧		センター	学科	2日	24(木)～25(金)	15(木)～16(金)	18(水)～19(木)	1(火)～2(水)
		たま研修センタ	学科	2日				14(月)～15(火)
低圧電気		センター	学科	1日	7(月)	5(月)	9(月)	7(月)
		センター	実技	1日	8(火)／9(水)／10(木)	6(火)／7(水)／8(木)	10(火)／11(水)／12(木)	8(火)／9(水)／10(木)
		たま研修センタ	学科	1日			30(月)	
高所作業車(10m未満)		センター	学科・実技	1日		13(火)		21(月)
粉じん		センター	学科	1日			6(金)	
		たま研修センタ	学科	1日		29(木)		
テールゲートリフター		センター	学科	1日			30(月)	
ダイオキシン		センター	学科	1日	30(水)			3(木)
フルハーネス		たま研修センタ	学科・実技	1日	24(木)			
その他	化学物質管理者(準・1日)	センター	学科	1日		1(木)	30(月)	15(火)
		中央支部	学科	1日		27(火)		
		たま研修センタ	学科	1日	28(月)			9(水)
	化学物質管理者(専門的)	センター	学科	2日	14(月)～15(火)			
	保護具着用管理責任者	センター	学科	1日	18(金)	21(水)	18(水)	14(月)
		中央支部	学科・実技	1日		28(水)		
		たま研修センタ	実技	1日	25(金)			11(金)
	総括安全衛生管理者	中央・足立荒川	学科	1日		16(金)		
	衛生管理者能力向上	センター	学科	2日		22(木)～23(金)		
	雇入れ時安全衛生教育	中央支部	学科	半日				
		たま研修センタ	学科	半日				
		上野・王子・足立荒川	学科	半日				
		亀戸・江戸川	学科	1日				
	職長教育	センター	学科	2日	7(月)～8(火)	22(木)～23(金)	16(月)～17(火)	21(月)～22(火)
	職長・安全衛生責任者	たま研修センタ	学科	2日		21(水)～22(木)		
	職長・安全衛生責任者(能力向上)	たま研修センタ	学科	1日				
	振動工具(チェーンソーを除く)	たま研修センタ	学科	4H				
	KYT研修	センター	学科	1日		5(月)		4(金)
		たま研修センタ	学科・実技	1日			18(水)	
		上野・王子・足立荒川	学科	1日				
亀戸・江戸川		学科	半日					
熱中症予防管理者労働衛生教育	中央支部	学科	半日					
	たま研修センタ	学科	半日					
熱中症予防セミナー	上野・王子・足立荒川	学科	半日					

法定講習会等開催予定(2026年9月～12月)

東基連では、安全衛生研修センターのほか、たま研修センター及び各支部において講習会を開催しております。各講習の詳細は、各開催回の案内(リーフレットまたはホームページ(本部・各支部))をご覧ください。お問い合わせ・お申し込みは下表の「申込受付」あてお願いいたします。開催会場の略称等につきましては下表欄外(26ページ)をご覧ください。(2026年8月18日現在)

講習会名	申込受付	科目	9月	10月	11月	12月
石綿建材調査者(一般)	センター	学科 2日	24(木)～25(金)			
		試験 1日	10/2(金)			
床上操作式クレーン	センター	学科 2日		1(木)～2(金)		14(月)～15(火)
		実技 1日		5(月)／6(火)／7(水)		16(水)／17(木)／18(金)
小型移動式クレーン	センター	学科 2日	1(火)～2(水)		4(水)～5(木)	
		実技 1日	3(木)／4(金)／7(月)		6(金)／9(月)／10(火)	
ガス溶接	センター	学科 1日	14(月)	21(水)	19(木)	14(月)
		実技 1日	15(火)	22(木)	20(金)	15(火)
フォークリフト(31時間)	センター	学科 1日	25(金)	26(月)	24(火)	
		実技 平日	28(月)～30(水)	27(火)～29(木)	25(水)～27(金)	
		実技 3日 土日		10/31(土)11/1(日)7(土)		
	たま研修センタ	学科 1日	3(木)		5(木)	
	実技(トヨタ羽村)	3日	6(日)13(日)20(日)		8(日)15(日)22(日)	
	たま研修センタ	学科 1日	3(木)			
フォークリフト(35時間)	実技(日野日野)	3日	6(日)13(日)20(日)			
	たま研修センタ	学科 1.5日	2(水)～3(木)			
	実技(トヨタ羽村)	3日	6(日)13(日)20(日)			
	たま研修センタ	学科 1.5日	2(水)～3(木)			
	実技(日野日野)	3日	6(日)13(日)20(日)			
高所作業車(10m以上)	センター	学科 1日	8(火)		11(水)	
		実技 1日	9(水)／10(木)／11(金)		12(木)／13(金)／16(月)	
玉掛け	センター	学科 2日	14(月)～15(火)	13(火)～14(水)	16(月)～17(火)	1(火)～2(水)
		実技 1日	16(水)／17(木)／18(金)	15(木)／16(金)／19(月)	18(水)／19(木)／20(金)	3(木)／4(金)／7(月)
玉掛け技能＋クレーン特別教育学科	たま研修センタ	学科 2日		15(木)～16(金)		
	実技(トヨタ羽村)	1日		18(日)／25(日)		
	たま研修センタ	学科 2日		19(月)～20(火)		
	実技(日野日野)	1日		25(日)／11/1(日)		
クレーン特別・実技(希望者)	たま研修センタ	実技 1日			8(日)又は15(日)	
	(日野日野)					
木工機械	センター	学科 2日		26(月)～27(火)		
プレス機械	センター	学科 2日	28(月)～29(火)			
	たま研修センタ	学科 2日				
乾燥設備	センター	学科 2日		19(月)～20(火)		
	たま研修センタ	学科 2日				
はい作業	センター	学科 2日		15(木)～16(金)		23(水)～24(木)
	たま研修センタ	学科 2日				
特化・四アルキル鉛	センター	学科 2日	2(水)～3(木)	1(木)～2(金)	4(水)～5(木)	1(火)～2(水)
			16(水)～17(木)	19(月)～20(火)	18(水)～19(木)	16(水)～17(木)
	中央支部	学科 2日			25(水)～26(木)	
	たま研修センタ	学科 2日	9(水)～10(木)			7(月)～8(火)
鉛	センター	学科 2日		21(水)～22(木)		14(月)～15(火)
酸素欠乏・硫化水素	センター	学科 2日	8(火)～9(水)	6(火)～7(水)	10(火)～11(水)	8(火)～9(水)
		実技 1日	10(木)／11(金)	8(木)／9(金)	12(木)／13(金)	10(木)／11(金)
	中央支部	学科 2日		6(火)～7(水)		
		実技 1日		8(木)		
	たま研修センタ	学科 2日	29(火)～30(水)			
		実技 1日	10/1(木) ／10/2(金)			
有機溶剤	センター	学科 2日	14(月)～15(火)	13(火)～14(水)	9(月)～10(火)	7(月)～8(火)
			28(月)～29(火)	28(水)～29(木)	24(火)～25(水)	21(月)～22(火)
	たま研修センタ	学科 2日		5(月)～6(火)	12(木)～13(金)	
石綿	センター	学科 2日	16(水)～17(木)	15(木)～16(金)	4(水)～5(木)	21(月)～22(火)
					26(木)～27(金)	
	中央支部	学科 2日			5(木)～6(金)	
	たま研修センタ	学科 2日		8(木)～9(金)		
金属アーク(限定)	センター	学科 1日				